

# 新型コロナウイルス感染症への対応について（第23報） （当所主催等の会議・イベントの実施基準等）

令和3年10月5日  
上越商工会議所  
会頭 高橋 信雄

全国において、発令されていた「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が、9月30日をもって、全て解除された。

また、上越市においても、感染者が減少しているが、新潟県においては、引き続き「特別警報」が全県で発令されている。

一方、短期的な感染の再拡大（リバウンド）を警戒する必要があることから、引き続き、感染予防と感染拡大防止に努めることとする。

## 記

### 1 継続的に取り組む対策

- (1) マスク着用、手洗い、手指のアルコール消毒の徹底
- (2) 出勤前の体温測定と報告
- (3) 定期的な事務室の換気（最低1時間に1回以上）
- (4) 会議室等使用後の消毒の徹底

### 2 主催または共催等の会議・イベント等の開催について

- (1) 以下の条件を目安に、適切な感染防止策を講じた上で、開催する。
  - ① 3密（密閉・密集・密接）を回避する措置を講じること
    - ア 適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
    - イ 出席人数をできるだけ少なくし、時間短縮を図る。
    - ウ 近距離での会話や発声を避ける形式で開催する。
  - ② 適切な感染防止対策を講じること
    - ア マスク着用及び手指の消毒の徹底
    - イ 参加者の体調管理の徹底

#### 【飲食を伴う会合等についての注意事項】

- ・ 他都道府県の方など、普段顔を合わせない人との飲み会を控える
- ・ 体調が悪い人は、参加させない（症状喪失後の2日間はダメ）
- ・ 定員の50%以下とする（座席を離す）
- ・ 短時間とする
- ・ 着座とする（立食・席からの移動及びお酌は禁止とする）

※ 新潟県安心なお店応援プロジェクト認証店など、感染防止対策が徹底された店を利用する。

### 3 他の都道府県との往来について

- (1) 他の都道府県では基本的対策の徹底を特に意識し、帰県後も慎重な行動に努める。
- (2) 往来後に、体調が悪いと感じたら、必ず医療機関を受診する。

# 警報に伴うお願い①

県民の皆様、事業者の皆様の感染拡大防止への御協力に感謝いたします。

未だ、地域によっては感染者が一定程度確認されていることや、変異ウイルスにより、短期的な感染の再拡大（リバウンド）を警戒する必要があることから、引き続き感染状況を注視し、リバウンドの恐れがある場合には、再度、特別警報を発令するなどの対策を速やかに講じてまいります。

<感染拡大防止のために守っていただきたいこと>

～マスク着用、手指の消毒等の基本的対策は引き続き徹底～

## [1] 他の都道府県との往来は慎重に

- ◆他の都道府県では基本的対策の徹底を特に意識し、帰県後も慎重な行動を

## [2] 飲食を伴う会合は慎重に

- ◆他県の方など、普段顔を合わせない方との飲み会については特に慎重に
- ◆その他の飲み会は、以下の点に注意を

✓ 体調が悪い場合は参加しない (症状消失後も2日は×)

✓ 人数をできる限り絞る

✓ 形式を工夫する

- ・着座（立食・席移動は控える） ・お酌はNG
- ・定員50%以下（座席も離して） ・短時間で行う

※ にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店など、感染防止対策が徹底された店舗を利用しましょう！

## 警報に伴うお願い②

＜感染拡大防止のために知っていただきたいこと＞

### [1] 若い世代の感染者の増加

⇒ 7月以降若い方の感染割合が増えています。  
感染を自分ごととして捉え感染予防徹底を。

### [2] ワクチン接種の重要性

※ワクチンは、感染予防、発症予防、重症化予防の  
3つの効果が期待できます。

※高齢者の感染が減少しているのは、ワクチンの効果が現れていると考えられます。

⇒ 感染のリスク、重症化のリスクを考慮し、  
ぜひワクチン接種をお願いします。

⇒ ワクチン接種による感染予防は100%ではないため、  
ワクチン接種後もマスク・手指の消毒など基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

- ✓ 今後、**集団接種会場が減少していく予定です。**  
**お早めに集団会場で接種いただくか、個別接種のご予約をお願いします。**

**体調が悪いと感じたら、受診・検査を徹底してください**

**【新型コロナ受診・相談センター窓口】**

**☎025-256-8275**

**※毎日24時間対応(土日・祝日含む)**

# 「注意報・警報等の基準と対策の目安」について

## 自粛・休業要請等の全体像

- 県内の感染状況や医療提供体制を踏まえて、段階的に対策を実施
- 対策の実施は、要請基準に達した場合に専門家会議に諮った上で、対策本部会議で判断することになると考えられる。
- 国専門家会議や県内の感染状況を踏まえて、柔軟に基準や対策を見直す。

区分	平時	注意報	警報	さらなる警報
まん延状況	疫学的状況（①新規感染者数、②感染経路不明者数）			
	医療状況（①入院病床利用者数、②重症者数）			
県民への要請	新しい生活様式の徹底	注意喚起のみ	自粛要請する	感染状況に応じて検討
事業者への要請	業種別ガイドラインの遵守	基本的に休業要請しない		

## 指標と基準の考え方

- 指標①～④のいずれかを満たした場合、専門家会議に諮った上で、対策本部会議で判断し、対策を強化（さらなる警報は、総合的に状況を勘案した上で発令）

指標		注意報	警報	さらなる警報
分析事項	内容			
感染拡大状況	①新規感染者数	2週連続して6人以上/週発生	2週連続して12人以上/週発生	警報発令後2週間で、 <b>減少傾向にならない</b>
	②新規感染者数・そのうち占める感染経路が不明な感染者の割合	6人以上/週 かつ 感染経路が不明な人が30%以上	12人以上/週 かつ 感染経路が不明な人が30%以上	
医療体制の逼迫状況	③入院病床利用者数	30人以上	60人以上	入院病床利用者数 <b>200人以上</b>
	④重症者数	5人以上	11人以上	

- ※1 国の緊急事態措置の解除水準0.5人/10万人を新潟県に当てはめた場合の人数
- ※2 直近1週間の新規感染者数/その前の1週間の新規感染者数 = 1未満の場合は警報を出さない。

- ＜例外＞ 1 クラスター発生時、その人数が4人以上の場合は、「4人」としてカウントする。  
2 地域的に偏りがあった場合は、少ない人数でも対策を強化する可能性がある。

- ▶ 2週間程度で感染拡大の状況・医療体制の逼迫状況がコントロールされれば解除するが、基準は別途定める。
- ▶ ほか、参考指標として「PCR検査陽性率」「リンク不明患者の増加数」（7日移動平均値）をモニタリングする。

## 注意報・警報の緩和基準について

- 対策の緩和は、基本的に引きしめの基準に満たないことを基準に設定し、例外についても準用する。
- ただし、警報から緩和する場合は、注意報を経て段階的に緩和することとする。
- 指標①～④のすべてを満たした場合、専門家会議に諮った上で、対策本部会議で判断し、対策を解除（緩和）することになると考えられる。

指標		注意報	警報
分析事項	内容		
感染拡大状況	①新規感染者数	2週連続して6人未満/週	2週連続して12人未満/週 <sup>※1※2</sup>
	②新規感染者数・そのうち占める感染経路が不明な感染者の割合	6人未満/週 かつ 感染経路が不明な人が30%未満 <sup>※3</sup>	12人未満/週 かつ 感染経路が不明な人が30%未満 <sup>※4</sup>
医療体制の逼迫状況	③入院病床利用者数	30人未満	60人未満
	④重症者数	5人未満	11人未満

- ※1 国の緊急事態措置の解除水準0.5人/10万人を新潟県に当てはめた場合の人数
- ※2 直近1週間の新規感染者数/その前の1週間の新規感染者数 = 1以上の場合は解除（緩和）しない
- ※3 感染者数が3人以下の場合、感染経路が不明な感染者数は1人以下で注意報の解除（緩和）を考慮
- ※4 感染者数が6人以下の場合、感染経路が不明な感染者数は2人以下で警報の解除（緩和）を考慮

- ＜例外＞ 1 クラスター発生時、その人数が4人以上の場合は、「4人」としてカウントする。  
2 地域的に偏りがあった場合は、少ない人数でも対策を緩和しない可能性がある。  
一方で、地域ごとに対策の緩和を判断する可能性がある。

## 県内の発生状況

### 検査実施状況（10月4日現在）

PCR検査		抗原検査	
検査件数	陽性件数	検査件数	陽性件数
221,488	7,449	60,244	453

※ 当日10時までに結果が判明した件数を公表。いずれも新潟市を含む。

※ PCR検査の陽性件数は再陽性1件を含む。

### 入退院状況（10月4日現在）

	感染者数	入院中 (予定含む)	うち重症者	宿泊療養中 など	退院・退所	うち死亡
累計	7901	78	3	99	7,724	60
前日比	+11	-14	±0	-5	+30	±0

## 県内感染状況と注意報・警報の基準との比較

①③において警報に該当する				
指標		注意報	警報	県内感染状況 (10/4現在)
分析事項	内容			
感染状況拡大	①新規感染者数	2週連続して6人以上/週発生	2週連続して12人以上/週発生 ※直近1週間の新規感染者数がその前の新規感染者数と同数か上回る場合に基準に該当	9/28~10/4: 82人/週発生 9/21~9/27: 135人/週発生 ⇒警報に該当する ※新規感染者の実人数: 109人 ※疫学的なつながりがある場合、4人以上は4人とカウント
	②新規感染者数・そのうちに占める感染経路が不明な感染者の割合	6人以上/週 かつ 感染経路が不明な人が30%以上	12人以上/週 かつ 感染経路が不明な人が30%以上	82人/週 かつ 感染経路が不明な人が28.4% ⇒注意報・警報に該当しない ※感染経路不明の割合は新規感染者の実人数で算出
ひ医療逼迫状況	③入院病床利用者数	30人以上	60人以上	78人 ⇒警報に該当する
	④重症者数	5人以上	11人以上	3人 ⇒注意報・警報に該当しない